

← ← ← 入力方向

秘 農林水産省	統計法に基づく基幹統計 農 林 業 構 造 統 計	(案)	都道府県	市区町村	調査票番号
2015年農林業センサス 農山村地域調査票 (市区町村用)			名 称		
平成27年2月1日現在			基本指標番号	:	:

調査票項目内の には、「2010年世界農林業センサス農山村地域調査」の調査結果がプレプリントされていますので、参考として下さい。

【1】森林面積・林野面積

所有形態別に森林面積・林野面積をha単位で記入して下さい。(単位: ha)

			森林計画による森林面積	現況森林面積	森林以外の草地 (野草地)	林 野 面 積	
			①	②	③	④ (②+③)	
有 国	林 野 庁	01	前回値				
		今回値					
	林野庁以外の官庁	02	前回値	/			
		今回値					
民 有	独立行政 法人等	03	前回値				
		今回値					
	都 道 府 県	04	前回値				
		今回値					
	森林整備法人 (林業公社・ 造林公社)	05	前回値				
		今回値					
	市 区 町 村	06	前回値				
		今回値					
	財 産 区	07	前回値				
		今回値					
私 有	08	前回値					
	今回値						
合 計	09	前回値					
	今回値						

【2】地域資源を利用した再生可能エネルギー発電設備

市区町村内にある地域資源を利用した再生可能エネルギー発電設備について、再生可能エネルギー源ごとに設備数を記入して下さい。

		太陽光	風力	小水力	バイオマス
		①	②	③	④
設 備 の 数	01				
	02				
うち市区町村内に 実施主体が あるもの					



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

調査票の記入の仕方 (案)

秘	統計法に基づく基幹統計	都道府県	市区町村	調査票番号
農林水産省	農林業構造統計			
2015年農林業センサス				
農山村地域調査票 (市区町村用)				
平成27年2月1日現在				
名称				
基本指標番号	：	：	：	：

基本指標番号の調査票番号は、調査票の枚数を表しています。
 「【3】市区町村別、旧市区町村別の総土地面積・林野面積」の旧市区町村数が27以上ある場合に「2」枚目が作成されています。
本番号が「1」の場合は調査票の全項目（【1】～【3】）に記入を、「2」以上の調査票は【3】の旧市町村欄のみを記入してください。

調査票中の用語説明及び定義について

【1】森林面積・林野面積

森林計画による
森林面積
現況森林面積
森林以外の草生地
(野草地)
国有
林野庁
林野庁以外の官庁
民有
独立行政法人等
うち公有
都道府県

国有林の地域別の森林計画及び、全国森林計画に即して、都道府県知事が立てる直近設立年の地域森林計画を合わせた森林面積を記入して下さい。

調査日現在の森林面積で、森林計画樹立時の森林面積（森林計画による森林面積）から現時点までの森林移動を加減した面積に、森林計画以外の森林面積を加えた面積です。

森林以外の土地で野草、かん木が繁茂している土地をいいます。
 ただし、河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めません。
 ○林野庁には貸し付けの採草放牧地を含みます。
 ○林野庁以外の官庁は、財務省所管の未開発地や防衛省所管の自衛隊演習地を含みます。
 ○民有林は、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地が野草地化した土地を含む。）の面積も含みます。

(参考) 林野、森林、森林以外の草生地の概念



→ 林地以外の土地の区分では、「採草放牧地」と「草生地」が該当します。

林野庁所管の国有林野及び官行造林地の面積です。

林野庁以外の国の機関が所管している面積です。例えば、財務省や防衛省等です。

国有以外の面積で、独立行政法人等、公有（都道府県、森林整備法人、市区町村、財産区）、私有に分類されます。

特殊法人、独立行政法人及び国立大学法人が所管する面積です。

都道府県が所管する面積です。水道局などの企業局が所管するものや、都道府県立学校林などが含まれます。

【1】森林面積・林野面積（つづき）

うち公有（つづき）

森林整備法人	分収林特別措置法の規定により設立された法人等（林業・造林公社も含む）が所管している面積です。
市区町村	市区町村が所管する面積です。なお、市区町村組合の所管するものや、市区町村が造林主体の分収林も含まれます。
財産区	地方自治法に規定する財産区的面積です。なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は「私有」とします。
うち私有	個人、会社、社寺、共同（共有）、各種団体・組合等が所有している面積です。

【2】地域資源を利用した再生可能エネルギー発電設備

再生可能エネルギー発電設備

以下の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備をいいます。なお、1つの再生可能エネルギー発電設備で複数の再生可能エネルギー源から発電を行っている場合は、再生可能エネルギー源ごとに設備数を記入します。また、使用用途が、売電、自家消費等のものも含めます。

太陽光

太陽光を電気に変換する設備（太陽光発電設備）であって、設置にあたり都道府県、市区町村に届出申請（農地転用許可制度、林地開発許可制度、補助金交付関連等）がされているものを対象とします。
ただし、住宅、工場、会社等の建物に設置されているものは含みません。

風力

風力を電気に変換する設備（風力発電設備）であって、設置にあたり都道府県、市区町村に届出申請（環境アセスメント、農地転用許可制度、林地開発許可制度、補助金交付関連等）がされているものを対象とします。
ただし、住宅、工場、会社等の建物に設置されているものは含みません。
なお、一定の範囲に風力発電設備が複数設置されている場合や、海上に風力発電設備が設置されている場合は、それらを管理する発電事業実施主体の数を記入します。

小水力

水力を電気に変換する設備（水力発電設備）であって、農業用排水路に設置されているもの、または設置にあたり都道府県、市町村に届出申請（河川法による水利使用許可、補助金交付関連等）がされているものを対象とします。
なお、小水力とは発電能力 1000kw 未満の規模をいいます。

バイオマス

バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの。原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品は除きます。）を電気に変換する設備（バイオマス発電設備）をいいます。また、石炭火力発電所等においてバイオマスを混焼している場合も含まれます。

（具体例）

- ・家畜排せつ物、食品廃棄物などからメタンガス等を発生させ、メタンガスを使って発電する設備。
- ・未利用間伐材、果樹のせん定枝、製材端材等の木質系バイオマスや鶏糞等の家畜排せつ物を燃焼させ、発電する設備。

うち市区町村内に実施主体があるもの

市区町村内に再生可能エネルギー発電設備を管理・運用する実施主体（組織・会社、地域にある子会社、個人、数戸共有等）がある場合、その再生可能エネルギー発電設備数を記入します。

【3】市区町村別・旧市区町村別の総土地面積・林野面積

新市区町村 旧市区町村

新市区町村は、平成 27 年 2 月 1 日現在の市区町村で、旧市区町村は、昭和 25 年 2 月 1 日現在の市区町村です。

総土地面積

新市区町村または、旧市区町村のすべての面積です。

林野面積

新市区町村または、旧市区町村の範囲にあるすべての林野面積です。